

**福島県最低賃金改定** 955円 ➡ **1,033円 (+78円)**

いますぐ賃金台帳・明細をチェック！助成金を活用！ 効力発生效年月日 令和8年1月1日

## 令和7年の労働災害発生状況（令和8年1月末現在速報値）

詳細は別掲資料参照。コロナ感染による災害件数を除きます

**死亡災害2件（前年比±0） 死傷災害362件（同+11件3.1%）**

### ひとこと（ここがポイント！）

「転倒」（91件 89件）が減少する一方、「墜落、転落」（64件 65件）、「はさまれ、巻き込まれ」（37件 41件）及び「動作の反動、無理な動作」（31件 51件）は増加している。

## 令和8年の労働災害発生状況（1月末現在速報値）

詳細は別掲資料参照。

**死亡災害0件（前年比±0） 死傷災害19件（同-5件20.8%）**

### ひとこと（ここがポイント！）

前年同時期と比較して約2割の減少となり、「墜落、転落」（5件 3件）、「転倒」（8件 7件）、「はさまれ、巻き込まれ」（5件 2件）のいずれも減少したが、「動作の反動、無理な動作」（1件 3件）は増加している。

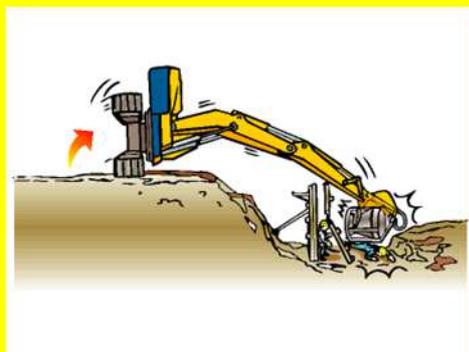
## 注意！建設機械の転倒災害が続発しています

### クレーン作業を行っていた建設機械の転倒が2件発生

令和8年1月以降、いわき市内の建設現場において、建設機械の転倒による労働災害が2件続けて発生しています。

いずれも、クレーン作業を行っていた際に発生しており、1件はクレーン機能付きドラグ・ショベルのクレーン機能を使わずに行っていたもので、もう1件は建設機械の用途外使用を行っていたものです。

2件とも休業を伴う負傷をしたものの、命に別条はありませんでしたが、建設機械の転倒による労働災害は死亡災害につながる可能性が高い非常に危険なものです。下記のポイントを参考に、同種災害の発生防止に努めましょう。



イメージ図  
(職場のあんぜんサイトから引用)

### ここがポイント！

- 安全管理計画を作成する際に作業方法についての十分な検討を行い、クレーン作業には移動式クレーンを使用しましょう。
- 建設機械を移動式クレーン仕様で作業する場合には、移動式クレーンとしての安全装置への切り替えを確実にし、運転者の免許又は技能講習修了資格、玉掛作業者の技能講習修了資格が必要であるので有資格者の確保を図りましょう。
- 建設機械の稼働する範囲については沈下、崩れのない安定した地山を確保しましょう。
- 建設機械の最大使用荷重を超えて荷重をかけないようにしましょう。
- 建設機械の側面に作業装置が位置するときは正面側での場合と比べ安定性に欠けること、旋回速度は移動式クレーンに比べ速いこと等に留意しましょう。